

県営土地改良事業計画決定公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営野洲川地区土地改良事業（かんがい排水事業）に係る土地改良事業計画を令和7年7月15日に定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和7年7月29日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 縦覧に供する書類 県営野洲川地区土地改良事業（かんがい排水事業）事業計画書の写し
- 2 縦覧場所 滋賀県大津・南部農業農村振興事務所田園振興課、滋賀県甲賀農業農村振興事務所田園振興課、守山市都市経済部農政課、栗東市環境経済部農林課、甲賀市産業経済部農村整備課、野洲市環境経済部農林水産課および湖南市環境経済部農林振興課

なお、滋賀県のウェブサイト(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/345215.html>)でも閲覧することができる。

- 3 縦覧期間 令和7年7月29日から令和7年9月2日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和7年9月17日までに審査請求をすることができる。